

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」 新旧対照表

番号	現行項目	現行	改訂後
1	第 19 資本金等	<p><注 13> 民間出えん金について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出えん者に払い戻す場合を除き、取り崩すことはできない。</p>	<p><注 13> 民間出えん金について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出えん者に払い戻す場合、又は<u>通則法第 46 条の 2 の規定に基づき政府からの支出による不要財産に係るものとして国庫納付する場合を除き、取り崩すことはできない。</u></p>
2	第 27 有価証券の評価基準及び評価方法	<p><注 23> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <p>満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3) (新設)</u></p>	<p><注 23> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <p>満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3) 通則法第 46 条の 2 の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第 46 条の 3 の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しをするために売却した場合</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂後																																								
3	第 67 表示区分	<p><注 49> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8)</u> (省略)</p>	<p><注 49> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8) 不要財産に係る国庫納付等による支出</u></p> <p><u>(9)</u> (省略)</p>																																								
4	第 69 キャッシュ・フロー計算書の様式	<p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)</p> <p>I～II (省略)</p> <p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>短期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> </tr> <tr> <td>債券の発行による収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>債券の償還による支出</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> </tr> <tr> <td>長期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>長期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> </tr> <tr> <td>金銭出資の受入による収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間出えん金の受入による収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table>	短期借入れによる収入	× × ×	短期借入金の返済による支出	- × × ×	債券の発行による収入	× × ×	債券の償還による支出	- × × ×	長期借入れによる収入	× × ×	長期借入金の返済による支出	- × × ×	金銭出資の受入による収入	× × ×	<u>(新設)</u>		民間出えん金の受入による収入	× × ×	× × ×	<p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)</p> <p>I～II (省略)</p> <p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>短期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> </tr> <tr> <td>債券の発行による収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>債券の償還による支出</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> </tr> <tr> <td>長期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>長期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> </tr> <tr> <td>金銭出資の受入による収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td><u>不要財産に係る国庫納付等による支出</u></td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> </tr> <tr> <td>民間出えん金の受入による収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table>	短期借入れによる収入	× × ×	短期借入金の返済による支出	- × × ×	債券の発行による収入	× × ×	債券の償還による支出	- × × ×	長期借入れによる収入	× × ×	長期借入金の返済による支出	- × × ×	金銭出資の受入による収入	× × ×	<u>不要財産に係る国庫納付等による支出</u>	- × × ×	民間出えん金の受入による収入	× × ×	× × ×
短期借入れによる収入	× × ×																																										
短期借入金の返済による支出	- × × ×																																										
債券の発行による収入	× × ×																																										
債券の償還による支出	- × × ×																																										
長期借入れによる収入	× × ×																																										
長期借入金の返済による支出	- × × ×																																										
金銭出資の受入による収入	× × ×																																										
<u>(新設)</u>																																											
民間出えん金の受入による収入	× × ×																																										
.....	× × ×																																										
短期借入れによる収入	× × ×																																										
短期借入金の返済による支出	- × × ×																																										
債券の発行による収入	× × ×																																										
債券の償還による支出	- × × ×																																										
長期借入れによる収入	× × ×																																										
長期借入金の返済による支出	- × × ×																																										
金銭出資の受入による収入	× × ×																																										
<u>不要財産に係る国庫納付等による支出</u>	- × × ×																																										
民間出えん金の受入による収入	× × ×																																										
.....	× × ×																																										

番号	現行項目	現行	改訂後
		財務活動によるキャッシュ・フロー ××× IV～VII (省略)	財務活動によるキャッシュ・フロー ××× IV～VII (省略)
5	第70注記事項	<p><注51> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> (省略)</p>	<p><注51> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (省略)</p>
6	第76表示区分	<p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、<u>損益外除売却差額相当額</u>、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2～4 (省略)</p>
7	第77行政サービス実施コスト計算書の様式	<p>行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I～IV (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I～IV (省略)</p> <p><u>V 損益外除売却差額相当額</u> ×××</p>

番号	現行項目	現行	改訂後
		<u>V～IX</u> （省略）	<u>VI～X</u> （省略）
8	第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理	<注 68> 特定の除去費用等の会計処理について 1～2 （省略） <u>3 （新設）</u>	<注 68> 特定の除去費用等の会計処理について 1～2 （省略） <u>3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。</u>

番号	現行項目	現行	改訂後
9	(第 97 の次に記載) 不要財産に係る国庫納付等に伴う資本金等の減少に係る会計処理	<u>(新設)</u>	<p><u>第 98 不要財産に係る国庫納付等に伴う資本金等の減少に係る会計処理</u></p> <p><u>1 独立行政法人が通則法第 46 条の 2 の規定により不要財産に係る国庫納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額により資本金を減少するものとする。(注 73)</u></p> <p><u>2 独立行政法人が通則法第 46 条の 3 の規定により不要財産に係る民間等出資の払戻しをしたときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額により資本金を減少するものとする。(注 73)</u></p> <p><u>3 独立行政法人が通則法第 46 条の 2 の規定により不要財産に係る国庫納付をした場合において、当該納付に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注 73)</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂後
			<p><u><注 73> 不要財産に係る国庫納付等に係る注記について</u> <u>不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</u></p> <p>(1) <u>不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要</u> (2) <u>不要財産となった理由</u> (3) <u>国庫納付等の方法</u> (4) <u>譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額</u> (5) <u>国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額</u> (6) <u>国庫納付等の額</u> (7) <u>国庫納付等が行われた年月日</u> (8) <u>減資額</u></p>
10	(第 97 の次に記載) 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理	<u>(新設)</u>	<p><u>第 99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理</u></p> <p><u>1 独立行政法人が通則法第 46 条の 2 又は第 46 条の 3 の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注 74) (注 75)</u></p> <p><u>2 主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要した費用のうち、主務大臣が国庫納付等額</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂後
			<p>から控除を認める費用については、<u>損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注75)</u></p> <p><u><注 74> 譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の国庫納付等について</u> <u>主務大臣が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を国庫納付等するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。</u></p> <p><u><注 75> 行政サービス実施コストについて</u> <u>独立行政法人が通則法第 46 条の 2 又は第 46 条の 3 の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要した費用のうち主務大臣が国庫納付等額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。</u></p>

(注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等が繰り下げとなっており、また、その他上記基準番号等を引用している箇所が変更となっています。